

墨田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第4条〔略〕</p> <p>2・3〔略〕</p> <p>4 納期ごとの分割金額に100円未満の端数がある場合又は当該額の全額が100円未満である場合は、その端数金額又は当該額の全額は、<u>全て</u>当該年度の最初の納期（広域連合条例第20条の規定により賦課する場合にあっては、当該保険料の確定後の最初の納期）に係る分割金額に合算するものとする。</p> <p>付 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第4条 <u>当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第4条〔略〕</p> <p>2・3〔略〕</p> <p>4 納期ごとの分割金額に100円未満の端数がある場合又は当該額の全額が100円未満である場合は、その端数金額又は当該額の全額は、<u>すべて</u>当該年度の最初の納期（広域連合条例第20条の規定により賦課する場合にあっては、当該保険料の確定後の最初の納期）に係る分割金額に合算するものとする。</p> <p>付 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第4条 <u>当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</u></p>

付 則

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の付則第4条の規定は、平成26年1月1日以後の期間に係る延滞金について適用し、同日前の期間に係る延滞金については、なお従前の例による。